

## 中国共産党の党内民主主義

——一九二〇年代の党内論争を中心に——

江 田 憲 治

【要約】一九二〇年代、中国共産党の最初の一〇年間は、はげしい党内論争が繰り返された時代でもあった。当初、中国共産党の党規約は中央集権的色彩の濃いものであり、ボリシェヴィキの「民主主義的中央集権制」は組織原理として導入されてはいなかった。だが、多くの理論家たちからなっていた中国共産党の指導者たちは、革命の理論を追求しつつ、党の路線や政策を論争によって決定的なものであって、全国大会や中央委員会総会は民主主義的な意思決定の場の役割を果していた。さらに二〇年代末の一時は、民主集中制が導入され、党機関誌を舞台に党員大衆に開かれた公開論争が行われたように、党内民主主義はもともと機能していた。しかし一九三〇年代にはいると、論争は機関誌からも、中央委員会総会などの会議の場からも姿を消す。党内民主主義の喪失は中国共産党の「一枚岩」化の過程は、四〇年代の毛沢東の最高指導権掌握で完結する。史林 七七巻六号 一九九四年一月

### はじめに

一九二二年七月に成立した中国共産党の歴史は、まず論争からはじまった。第一回全国代表大会（一大大会、以下同様に略称）では、当面の党の活動をマルクス主義の宣伝研究に限定するか、それとも労働運動をはじめとする実際行動を開始するか、ほかの政治勢力との連合を認めるか否か、などのテーマをめぐってはげしい論議がたたかわされたのである。そしてここで彼らは、これらの課題を理論的優越性を基準に論争を決着させていった。一九一五年の『青年雑誌』の発刊と

表 1920年代の主要な中共党内論争

時 期	論争のテーマ	論 争 の 場	論 争 の 主 体
21.7 22.8	他党との連合など 国民党への個人加入	中共一大大会 中央委員会（西湖会議）	大会代表 中央委員多数派 vs. マーリンら
22.9～10	陳独秀「造国論」（ブルジョアジーとプロレタリアートの連合）	『嚮導』	党员（シンパ？） vs. 党中央
23.6	国民党への全党員加入	中共三全大会	瞿秋白・陳独秀・マーリンら vs. 張國焯・蔡和森ら
26.3	中山艦事件への対応	党内書簡（？）	広東地区委 vs. 党中央
26.6～7	国民革命軍の北伐への対応	『嚮導』『人民週刊』『戦士』	陳独秀, 広東地区委, 湖南地区委
26.7	国民革命軍の北伐への対応	中央委員会拡大総会	北伐支持派 vs. 反対派
26.9～12	国民党左派評価	党内書簡(『中央政治通訊』)	広東地区委 vs. 党中央
27.4	党中央の日和見主義政策	瞿秋白のパンフ・中共五全大会	瞿秋白 vs. 彭述之
27.8～9	秋収蜂起の方針	党内書簡(『中央政治通訊』)	湖南省委 vs. 党中央
27.11～28.2	土地問題の解決方針	『布爾塞維克』	瞿秋白ら
27.11	武装暴動による政權奪取	『中央政治通訊』	陳独秀 vs. 党中央
27.12	武漢暴動の総括	党内書簡(『中央政治通訊』) 湖北省委拡大会議	共青团湖北省委など vs. 羅亦農・陳喬年ら
27.12	広州蜂起の方針	党内書簡(『中央政治通訊』)	陳独秀 vs. 党中央
28.1～2	広州蜂起の総括	党内書簡(『中央政治通訊』)	広東省委 vs. 党中央
28.2～6	中国革命の段階	広東省委拡大会議 『布爾塞維克』	譚平山 vs. 『布爾塞維克』記者
28.6	中国革命高潮論	中共六全大会	瞿秋白 vs. 蔡和森
28.11～12	富農評価	『布爾塞維克』	蔡和森 vs. 李立三
29.8～10	中東鉄道事件・中国革命の性質	『紅旗』・党出版パンフ(『中国革命与機會主義』)	陳独秀 vs. 党中央

\* 京都大学人文科学研究所研究報告・竹内実編『中国近現代論争年表』を補充して作成。

ともに始まった新文化運動の中で成長し、アナキズムやトレイド・ユニオニズム、トルストイ主義などさまざまな外来の思想が中国に紹介されるなかで、議論を通して、もつとも包括的な体系をもつマルクス主義を選び取っていった若い中国社会主義者たちにとって、論争し理論的優位を争うことは当然のことであったかもしれない<sup>①</sup>。こうした論争から、ただちに「共産党はその出発点から民主集中制の原則にもとづいて建設された」と主張することは明らかに早計で

あるにせよ、中国共産党はまず「論争の党」として出発したのであった。

事実、最初の一〇年間にあって、共産党は政策決定や路線転換、個別の事件への対応をめぐり、党の大会や中央委員会の中で、あるいは党中央と地方組織の間で、さらには一般大衆向けの機関誌や党員を対象とする党内誌の上で、多くの「論争」をおこなっている（表参照）。この間、共産党はわずか五十数名の知識人を主体とする政治集団から数万の党員を擁する大衆政党へと成長し、第一次国共合作のもとで労働運動などの民衆運動を爆発させ、合作の決裂後には多くの犠牲を払いつつ武装闘争に移行、やがて都市の労働者政党から農村を基盤とし農民を主力とする党へ変貌をとげていく。ところが、こうした「論争」は以後の三〇年代や四〇年代にあっては、ほとんど見ることができない。この事実は何を意味しているのだろうか。

いうまでもなく、意思決定にさいし民主主義が機能していない場で「論争」はおこりえない。もし政治的な集団が「一枚岩」的な性格をもち、「論争」や異議申し立てが許されないとしたら、そこに民主主義を認めることはできない。逆に言えば、多くの「論争」がおこなわれた一九二〇年代の中国共産党において、党内民主主義の存在を確認し検証することは可能なことになる。また三〇年代以後にこうした論争が消失する（少なくとも表面化しない）事態は、党内民主主義の喪失を想定せしめる。

さらに党内において民主主義を実現しえない革命政党が、国家権力の掌握後に民主的な政治を実現することはできないことは、これまでの歴史が証明しているよう。社会主義が根底的な批判に直面し、中国にあっては民主化がおおきな課題となっている今日、「社会主義と民主主義はほんらい対立するものだ」といった非科学的な結論を拒否する立場にたつならば、二〇年代には機能していた中国共産党の党内民主主義はいかなるものであったのか、三〇年代以後にはなぜ失われていくのか、その歴史的過程が考察されなければならない。本稿は、中国共産党の党内における論争、さらに論争を制度的に保障するものであったはずの党規約や関連決議の検討をおして、これらの問題の解明をめざすものである。

① 一全大会の論争とマルクス主義知識人の思想状況については、石川

参照。

禎浩『マルクス主義の伝播と中国共産党の結成』（狭間直樹編『中国国

② 范平・姚桓『中国共産党党章研究』（中共中央党校出版社 一九八

民革命の研究』 京都大学人文科学研究所 一九九二年三月 所収）

七年五月）一一二頁。

## 一 党内民主主義の初相——一九二一～二七年

そこでまず最初に、一九二〇年代の中国共産党の組織原理はどのようなものであったかについて、党の規約から検討しよう。共産党は二全大会（一九二二年七月）ではじめて規約を制定するが、それに先だって採択された「共産党の組織規約」についての決議案<sup>①</sup>では、「集権の精神と鉄の規律」、「軍隊式の訓練」、個人の見解を犠牲にしての「党の一致の擁護」が、「厳密かつ集権的な規律ある組織と訓練」の原則とされた。また大会が採択した「中国共産党規約」は、きわめて中央集権的色彩の濃いものであった。

本党の黨員は、全国大会および中央執行委員会の議決に絶対服従しなければならない（第18条）。

下級機関は上級機関の命令を完全に執行しなければならない。執行しない場合、上級機関はこれを解散または改組することができる（第19条）。

こうした規約・組織原則の成立は、中国共産党がその規約作成にあたって、党内民主主義を重要な契機とする「民主主義的中央集権制」の伝統をもつボリシエヴィキ<sup>②</sup>ロシア共産党の規約を参照したのではなく、中央集権制を強調するコミンテルンの文獻にもとづいたためだと考えられる。少なくともレーニン時代にあつて、ロシア党における民主集中制とは黨員全体による党の意思形成、意思形成以前における広範な討議、批判の自由、処分よりも説得などの党内民主主義を不可欠な要素としていたの<sup>③</sup>にたいし、コミンテルンの文書（たとえば「加入条件」）は、中央集権制と軍事的規律、「鉄の規律」を各国の共産党に求めるものであった<sup>④</sup>。また、絶対的に自由な個人の連帯を主張したアナキストと対抗する中で、プロレ

タリア独裁論を受け入れ、共産党創設にむかった彼らにとって、「鉄の規律」は受け入れやすいものだった。当時彼らの「民主主義的中央集権制」への言及は、きわめて限られたものである。<sup>⑤</sup>

しかも、中国共産党の規約のこうした集権的性格は、ボリシェヴィキロシア共産党の「民主集中制」にもとづく規約が中国に紹介されたあとになっても変わらなかった。すなわち、一九二三年一月、当時改組を準備していた中国国民党は、ソ連から派遣されたボロジンが起草した「中国国民党章程草案」を公表するが、この草案の骨格は、明らかにロシア共産党一九二二年規約のそれと一致する。<sup>⑥</sup> また二四年一月に開催された国民党一大大会は、「大会は国民党の組織原則は民主主義的集権制度であるべきだと考える」とし、その内容を「全党黨員が共同討議、決議および選挙に参与する制度が、民主主義の実行を保証するゆえんである。討議が終結し、執行機関が議決すれば、所属の黨員はすべてそれらの決議案あるいは命令を遵守し実行する義務をおう。これがいわゆる政党的集権制度である」と規定する「規律問題についての決議」を採択しているのである。<sup>⑦</sup>ところが共産党にあって、この組織原理の規約への明記は、二五年一月に四全大会が採択した第二次修正規約<sup>⑧</sup>でもおこなわれていない。当時において、中国共産党は自らの組織原理として民主集中制を定置せず、党内民主主義を論じることもなかった。

それではこの時期、党内民主主義のもう一つのメルクマールとして考えられる論争はどのようにおこなわれ、いかなる意思決定をもたらしているのであろうか。いくつかの実例を見てみよう。

第一に、一九二三年の国共合作の全面化をめぐる三全大会論争である。<sup>⑨</sup>すなわち、その前年七月の二全大会は反帝國主義・反軍閥の民族民主革命をめざす戦略を確定、さらに八月の中央委員会（杭州西湖會議）で、コミンテルン代表マーリンが提案した国民党への加入（党内合作）戦術が、むしろ多数を占めていた反対意見の抵抗を抑えて決定される。だが、当初国民党への加入は共産党の幹部レベルにとどまっていた。そこへ二三年一月、党内合作を支持するコミンテルンの決議<sup>⑩</sup>がもたらされ、さらに二月、党指導下最強の労働組合であった京漢鉄道总工会のストが軍閥の武力弾圧の前に惨敗を喫した。

これらの要因から、共産党は国民党への加入を全党員に広げて国共合作を全面化する課題に直面することになる。

この課題を担って二三年六月に開催されたのが三全大会であった。党内ではなお、国民党≡ブルジョア政党論、ブルジョアジー≡反革命・非革命論の立場から、全党員の国民党加入政策には反対する論も根強く、大会では激論となった。論争そのものは、国民党はブルジョアジーやプロレタリアートなどの諸階級を含む階級連合政党だとし、ブルジョアジーの革命性も否定しない陳独秀や瞿秋白らの国共合作推進派が多数を占めて、国民党への全党員の加入が決議された。二四年一月の国民党一全大会で、国共合作は正式に開始されることになる。

しかし、この論争で指摘されるべきは、有力な反対論者の二人、蔡和森と張国燾がともに、コミンテルンの決議を独自に解釈しながら反対論を展開したことである。前年の西湖会議でコミンテルンの権威をふりかざしたマーリンに膝を屈した二人は、今回はその決議を逆手にとりて抵抗を試みた——「労働者党员までも国民党の旗の下におくことは、党の独立性を保持せよというコミンテルンの指示（一月決議）に反する」（蔡和森）、「コミンテルンの指示は、加入済みの共産党员は国民党内に留まれ、というものであって」全党員を加入させるべきではない、「共産党を發展させる唯一の道は独立行動だ」（張国燾）<sup>⑪</sup>。

さらに、ほかの代表たちの発言には、コミンテルンの理論的枠組みや党中央の見解から逸脱したものが見られる。たとえば長辛店の代表は、国民党はブルジョア政党だとして加入に反対したが、国民党はブルジョアジーや労働者などからなる階級連合政党だとする規定はすでにコミンテルンの一月決議に見られ、陳独秀もその立場で党機関誌『嚮導』に論文を公表していた。また毛沢東は、中国革命は世界革命の後でなければ成功しない、と発言したが、中国などの被抑圧民族の革命運動を世界革命の一環として重視するというのがコミンテルンや中国共産党の立場であったはずである。<sup>⑫</sup>

こうした「逸脱」は、マーリンがコミンテルンへの報告のなかで述べているように、当時の中国共産党の組織的な未熟さをものごとたっているのかもしれない。<sup>⑬</sup>しかし同時に、大会という党の意思決定の場で、代表たちが党中央の見解を正面

から批判する、自由な発言をしていることは確認できよう。しかも、有力な反対論者の一人蔡和森は、中央委員選挙で陳独秀につぐ票數で再選されている。<sup>⑭</sup> こうした論争のあり方からすれば、党の統一的な意思決定までは討議は自由である、という党内民主主義の原則が、無自覚ながらも実行されていたのである。

党中央の見解にたいする批判について言えば、それが党の機関誌に公表された事例も存在する。すなわち、三全大会の国共合作戦略（ブルジョアジーを含む国民党を中心に国民革命を推進）にたいし、二四年夏にモスクワから帰国した彭述之は、「プロレタリアのヘゲモニー」論を対置、三全大会戦略当時の陳独秀の論文を正面から批判する「誰が中国国民革命の指導者か」を発表した（二四年二月）<sup>⑮</sup>。党の指導者——中央執行委員会委員長たる陳独秀の論文を逐条的に批判した論文が公開の理論機関誌に掲載されたことには、当然あらかじめ陳独秀の同意があったであろう。それにしても、この論文は党大会（二五年一月の四全大会）を目前にした理論的討議の側面を有していたのであり、それは初期共産党の党内民主主義のあり方を示すものだった。論文公表は、陳独秀が彭述之の批判を受け入れたことを、党の内外に明らかにするものだった。四全大会は「プロレタリアのヘゲモニー」論を定式化、国民革命運動の中心を国民党から労働運動にシフトすることになる。もちろん、党内民主主義そのものを当時の共産黨員たちが意識していなかった以上、党の意思決定をめぐる論争に問題が生じなかったわけではない。この点につき、やや時代をくだってさらに二つの事例、一九二六年の北伐論争と、二七年の瞿秋白の党中央批判についてみよう。<sup>⑯</sup>

国共合作のもと反帝民族運動が高揚する中で、二五年七月に成立した国民政府は、翌月にはその軍事力として国民革命軍を編成する。そしてこの国民革命軍の軍事指導者として台頭した蔣介石は、二六年三月の反左派・反共クーデタ、中山艦事件をへて国民党や政府、軍の主要なポストを掌握し、同年七月、北伐の開始を宣言した。ほんらい共産党は一月に開かれた北京特別会議で、北伐を積極的に進めることを方針としていたが、蔣介石の権力伸張は共産党にとって誤算であった。ここで七月に共産党は、執行委員会拡大総会を開催した。

だが、総会は北伐にたいして、明確な態度を決定することができなかった。総会が公表した「時局についての主張」は北伐にまったく言及せず、下からの民衆権力の構築を意味する国民党運動を国民革命として主張していた。採択された「軍事運動決議案」も、進歩的な軍事勢力を援助すべきだと言いながら、北伐そのものについては言及を避けた。論争の具体的な経過を明らかにすることはできないが、北伐支持派と反対派が対立する中で、曖昧な決着がはかられたことは想像できる。

そして、この曖昧な決着は、党の意思決定に奇妙な結果をもたらした。総会前北伐反対の論文を発表していた総書記陳独秀の見解がなしくずし的に優位をしいていくのである。たとえば会議のあと八月、北伐支持派だった広東地区委員会の張大雷は立場を変えて「独秀の意見は正しい」という名の論文を発表、「われわれの誤りを反省し、なんとしてでもそれを改めなければならぬ」とした。<sup>⑩</sup> 同様に北伐支持の見解を表明していた湖南地区委員会も陳独秀の論文などを引用して中央との見解の相違の調整をはかった。<sup>⑪</sup>

だが、同じく北伐支持派でありながら、自らの革命理論の中に戦争を位置づけていた中央政治局員瞿秋白は、張大雷や湖南地区委員会のように自らの見解を後退させようとはしなかった。彼は八月に「北伐の革命戦争としての意義」という論文を執筆、プロレタリアートが北伐のなかで指導権をかちとるべきだと主張したのである。ところが中央機関誌『嚮導』編集部に送られたこの原稿は、掲載を拒否された。陳独秀によるものと推定されるこの掲載拒否は、明らかに党内民主主義のものではない。瞿秋白の論文は、陳独秀の見解と対立してはいても、中央執行委員会の決議に反してはいなかったからである。

二七年はじめ、瞿秋白は党中央政治局における、コミンテルン決議受け入れをめぐる彭述之との論争でも敗れ、党中央のなかで孤立する。しかし、彼は二七年二月におこなわれた上海労働者の第二次蜂起の失敗を批判するなかから反撃を開始し、三月にかけて『中国革命における争論問題』と題する原稿をかきあげ、パンフレットとする。彼はこのパンフレッ

トで、それまで蓄積された不満を一気に爆発させて党中央を非難、それまでの路線を日和見主義だとし、その原因は陳独秀の片腕の彭述之にある、彭述之はトロツキスト「メンシェヴィキ」だと決めつけたのであった。

そして蒋介石の四・一二クーデタと南京政權樹立ののち、武漢で開かれた中共五全大会で、瞿秋白はこのパンフレットを大会代表たちに配布した。それは大会の場で、公然たる論争をいどむものに他ならなかった。

もちろん、こうした空前の党中央批判が党大会で可能であったのは、蒋介石による上海クーデタ以後の革命の危機をまえに、新たな議論がもたらされてきたことを想定せねばならない。しかしそれにしても政治局で孤立し、ながく論文を公表できなかった瞿秋白が、党の最高意思決定機関である大会に議論をもちこみ、自らの主張をおおやけにできたことの意味は指摘されるべきである。また瞿秋白が同じ政治局員彭述之に、当時国際共産主義運動のなかで弾劾の対象となっていた「トロツキスト」「メンシェヴィキ」のレッテルを貼り、党中枢の対立を暴露、党のそれまでの政策をほとんど全面的に弾劾したにもかかわらず、そのことが大会で問題とされた形跡はない。当時の共産党員たちからすれば、それは規律に違反するものとは考えられていなかったのである。

このように見て来れば、共産党は中央集権的色彩の濃い規約のもとにあっても、党大会などにおいて活発な論争をおこなってきた。三全大会や五全大会のように、党大会の場で党中央の政策・主張が批判されたという点で、党内民主主義の存在は確認できる。しかし、それは組織的な原理として規約に確定されず、共産党員がそれを自らのものとして意識していなかったことが、論争のあり方に限界をあたえたことも確かである。たとえば、同じ機関誌の場で、党員大衆に開かれたかたちで論争がおこなわれることは決して多くなかった。<sup>②</sup> また総書記の見解（党中央委員会の決定ではなく）に地方組織が服従し、反対意見の機関誌掲載が許されなかったこともある。これらの限界が克服されるには、党内民主主義が組織原理として導入されることが必要だったはずである。この点を次に見てみよう。

① 中央檔案館編『中共中央文件選集』一（中共中央党校出版社 一九八九年八月）九二頁。

② 『中共中央文件選集』一 九六頁。

③ たしかにレーニンらは分派の禁止や党中央の処分権(後述)などを一九二一年の党大会で認めさせたが、それはあくまで一時的な非常措置と考えられており、すべての党内論争がこれ以後抑圧されたわけではない。したがって、ここで用いる民主主義的中央集権制は、のちにスターリンによって運用され、階層的な意思決定のなかで「一牧首」の党をつくりあげたそれとは異なる。なお、レーニン時代の民主集中制については、藤井一行『民主集中制と党内民主主義——レーニン時代の歴史的考察』(青木書店 一九七八年一月)参照。

④ 「加入条件」には、「共産主義インタナショナルに所属する党は、民主的中央集権制の原則にもとづいて建設されなければならない。現在のような激しい内乱の時期には、党がもつとも中央集権的に組織され、党内に軍事的規律に近い鉄の規律がおこなわれ、党中央部が、広範な全権をもち、全党員の信頼を得た、権能ある、権威ある機関である場合だけ、共産党は自分の責任を果たすことができるであろう」とある(村田陽一編『コミンテルン資料集』一 大月書店 一九七八年一月 二一七頁)。この文書は二全大会の「中国共産党加入第三回國際決議案」の付属文書として中国語に訳されている。ただし、「民主主義的中央集権制」は「徳莫克乃西的中央集権」と訳されている。

⑤ 「民主主義的中央集権制」に言及した文献としては、『新青年』の九卷二号(一九二二年六月)に掲載された山川均著・周仏海訳「社会主義国家と労働組合」、社会主義青年団の機関誌『先駆』一七期(一九二三年五月一〇日)掲載の存続「本团的問題」がある。前者では「労働政治の原則」として「民主的集中」が指摘され、「組織の集中は上から官僚主義的に行なわれるのではなく、下から民主的に行なわれる」との簡単な紹介が見られる。後者では、細胞から全国大会への意思決定の積み上げ、決定への服従、上級への異議申し立て権などが「民主的

集中」の内容として説明されているが、その主要な論点はやはり決定への「絶対服従」にある。なお、後者の存在は、京大人文研石川慎浩氏の告示による。

⑥ 「中国国民党章程草案」(『国民党週刊』一期 一九三三年一月二五日)。なお、この草案は、国民党一大大会でいくつかの修正をへたのち、「中国国民党総章」として採択された(中国第二歴史檔案館編『中国国民党第一・二次全国代表大会會議史料』上 江蘇古籍出版社 一九八六年九月 九一〜一〇一頁)。ロシア共産党の二二年規約については、藤井前掲書二六三〜七三頁。

⑦ 前掲『中国国民党第一・二次全国代表大会會議史料』上 二八頁。  
⑧ 「中国共産党第二次修正章程」(『中共中央文件選集』一 三八三〜八九頁)。

⑨ 以下、三全大会論争の背景については、江田憲治「陳独秀と『二回革命論』の形成」(『東方学報』京都 六二冊)参照。

⑩ この決議は、国民党は二部は自由主義的・民主主義的ブルジョアジーと小ブルジョアジーに立脚し、一部はインテリゲンチヤと労働者に立脚」する「中国における唯一の民族革命グループ」であり、「今日の条件のもとでは、中国共産党員が国民党内にとまることが、適切である」としていた(『コミンテルン資料集』二 三三三頁)。

⑪ 「斯内夫利特(マリーリン)筆記——中国共産党第三次代表大会關於團結合作問題的討論」(李玉貞・杜魏華編『馬林身第一次團共合作』光明日報出版社 一九八九年九月 二二九〜四二頁)。

⑫ 「斯内夫利特筆記」(『馬林身第一次團共合作』二三八、二三六頁)。

⑬ 「致共産國際執行委員會的信」(『馬林身第一次團共合作』二四八頁)。

⑭ 秋白「中国共産党歴史概論」(『中共党史報告選編』中共中央党校出版社 一九八二年九月 一七六頁)。なお、もう一人の反対派である張國燾は中央委員選挙で落選しているが、これは團共合作の全面化

に反対したからではなく、かれが党内で分派（小団体）活動をおこなったことが大会で非難されたためである（陳独秀「在中國共産党第三次全国代表大会上の報告」『中共中央文件選集』一 一七二頁、「致共産國際執行委員會的信」『馬林与第一次国共合作』二四三～四四頁）。ただし、この時張國燾は、陳独秀の大会報告による批判、中央委員選挙落選以外に、何の処罰も受けてはいない。

⑮ 陳独秀「中国国民革命与社会主义各階級」、『前録』二期 一九二三年一月一日）、彭述之「誰是中国国民革命之領導者？」、『新青年』季刊 四期 一九二四年二月二〇日）。

⑯ 以下、北伐論争と瞿秋白の党中央批判の背景については、注記なき場合は、江田憲治「瞿秋白と国民革命」（狭間直樹編『中国国民革命の研究』 京都大学人文科学研究所 一九九二年三月）参照。

⑰ 独秀「論国民政府之北伐」、『嚮導』一六一期 一九二六年七月七日）。

## 二 党内民主主義の展開——一九二七～二八年

統一戦線からのブルジョアジーの離脱——蔣介石の上海クーデタに直面した中国共産党は、一九二七年四月、五全大会で国民党左派との合作維持のもとでの革命の深化という方針を決定する。この左派との合作維持はモスクワの指令のもと至上命題となり、波らは動揺する国民党左派政権の政策（蔣介石との対決回避、労働運動規制、土地問題の解決先送りなど）に譲歩する道を歩んだ。だがこうした譲歩政策も、左派政権下の軍人の反共反乱、さらには左派自体の「分共」決議によって破綻した。七月下旬、共産党は国民党政権打倒をめざす武装暴動路線へと急カーブをきり、八月漢口に緊急会議を招集、新執行部を選出する。いわゆる八七会議である。

そしてこの国民革命が高潮期から共産党にとっての敗北に終わり、共産党が新たな路線を選択した時期、中国共産党の

⑱ 大雷「此次広東出師之意義」（中共広東区委員会『人民週刊』一六期 一九二六年七月八日）、大「独秀的意見是対的」（同一八期 八月二日）。

⑲ 雲山「北伐的尊義与各階級民衆应有的覚悟」（中共湖南区委員会『戰士』一三期 一九二六年六月二〇日）、中国共産党湖南区執行委員会「対湖南政局宣言」、『戰士』一六期 八月？日）。

⑳ こうした論争のタイプは、機関誌においては、ブルジョアジーとプロレタリアートが連合する国民革命を主張した陳独秀の論文『造國論』をめぐる論争（『嚮導』二、四期 一九二三年九月二〇日、一〇月四日）、党内誌では『中央政治週訊』における党中央と広東省委の国民党左派陣営についての論争（二六年九～十二月）しか見ることができない（竹内実編『中国近代論争年表』上 同期舎 一九九二年一月）。

文書に注目すべき変化があらわれる。すなわち彼らが党内民主主義について語り始めるのである。

まずその端緒となったのが、一九二七年六月一日、中央政治局が採択した「中国共産党第三次修正規約案」である。<sup>①</sup>この新規約（以下二七年規約案）は、同じく修正規約というものの、第一次、第二次のそれが二二年規約に小幅な修正を加えたものにとどまっていたのに対し、構成や組織原理のうえで大きな改訂が加えられた。たとえば、その第一条では、党員は「党の一定の組織で活動することとして、かのレーニンの党員資格の原則が取り入れられ、また第一二条では「党部の指導原則は民主集中制である」とされた。党内の規律については以下のように規定された。

党の規律を厳格ならしめることは、全党員および全党部のもっとも基本的かつもっとも重要な義務である。党部機関の決議は、敏速かつ正確に執行されねばならない。ただし、党内のすべての論争問題は、決定以前にあってはまったく自由に討議することができ（第65条 傍線引用者）。

この規定は、ロシア共産党の一九二二年規約、つまりレーニン時代最後の党規約にほとんどそのまま見られるものである。このほか、レーニンが党員の異議申し立ての処理機関として構想した統制委員会（中国共産党では監察委員会）の設置、党大会における中央機関の報告の討議と承認などの条項をふくめ、中国党の二七年規約案は、ロシア党の二二年規約——国民党の党規約が参照したもの——の主要部分を引き写すことよってなりたっている、といっても過言ではない。一九〇五年にロシアで生まれた民主集中制の思想は、中国共産党の成立後五年たって、ようやく党の文献に規定されたのである。

もちろん、この規約がただちに共産党の党内民主主義を活性化させたわけではない。むしろ、二七年規約案の意義は、次に見る八七会議採択の「全党党員に告げる書」が指弾した、陳独秀指導下の譲歩路線——日和見主義の背景としての、党内民主主義の欠如の指摘を可能にしたことにある。<sup>②</sup>

中央は大衆の監督を受けず、大衆に報告もせず、党の政策を一般党員の討議に付さなかった。党内はまったく宗法社会制度であっ

て、すべての問題は党の上層の指導者だけが決定し、しかも「首領」の意見はつねに服従しなければならないと考えられたばかりか、そのつど無条件に正しいと考えられた。こうした環境にあって、党内民主主義（党内的民権主義）はまったくの空文となった。中国共産党がこれまで党内民主主義について論じることにはなかつたことはすでに指摘した。にもかかわらず、「全党黨員に告げる書」が「党内民主主義はまったくの空文となった〔麥成空話〕と述べ、それをあり得たはずのものとして持ち出しているのは、二七年規約案に登場した民主集中制、そこに見られる民主主義規定を念頭においたものだと考えられる。さらに党内民主主義導入がはかられたもう一つの背景には、「黨員に告げる書」に見られるように、また新任のコミンテルン代表ロミナーゼが「以後わが党の指導は集団化するのであって、家長〔族長〕化してはならない」と述べたように、陳独秀の「家長長的な」指導に対する糾弾がある。つまり、陳独秀の「家長制」に對置されるものとして、党内民主主義が提起されたのである。もちろん事実として二七年五、六月当時、陳独秀ら党指導部の意思決定は、コミンテルンの指令やその代表たちの見解によって規制されており、党の政策の全てを陳独秀が左右できたわけではない。だが、コミンテルンへの批判を一切許さず、革命敗北の責任を陳一人におしつけ、また彼に弁明する権利を認めなかつた会議の非民主的であり方が、逆に党内民主主義の組織原理を共産党にもたらした。

政治的な抑圧はたいへん厳しいが、それでも活動の中で党の民主主義（民権主義）を実現し、党の政策を黨員大衆のなかで討議させ、下級党部で討議させなければならない（「全党黨員に告げる書」<sup>④</sup>）。

現在の非合法状態にあっては、最大限度の集権が必要である。しかし、集権制度が党内の民主主義を消滅させることになってはならない（「組織問題決議案」<sup>⑤</sup>）。

このほかに、八七会議が選出した瞿秋白ら新指導部は、その「中央通告」で「党の政策問題は、黨員および青年団員をして討議に参加せしめ、そうすることで真の革命的意義をもつ党内民主主義を実現しなければならない」と述べた。<sup>⑥</sup>また党内誌『中央通訊』は「党の政策を説明し、党の誤りを批判し、黨員の党内問題についての討議資料などを掲載する」

ものと位置づけられた。<sup>①</sup> 彼らは日和見主義の清算だけでなく、現在の政策に向けても党内討議を、党員大衆に開かれたかたちで実行しようとしたのである。

たとえば、当時の共産党にとって最重要の課題のひとつであった土地問題については、中央機関誌『ボリンニョヴィキ』第六期（一九二七年一月二八日）に、立夫（瞿秋白）「中国共産党土地問題党綱草案」が発表され、そこには次のような編集者のまえがきが付されていた。

本草案は立夫同志が起草したものが、ここで各位の公開討論をもとめたうえで、第六回全国代表大会における最終的決定に待つものである。同志たちに意見・修正・補充、また理論分析上の修正がある場合、あるいは自らまとまった草案を提出する場合は、それらはすべて本誌に発表することができる。

全党員にたいするこうした「公開討論」のよびかけは前例を見ないものであり、そこには「党内のすべての論争問題は、決定以前にあってはまったく自由に討議することができる」とした二七年規約案の精神、そして八七会議の党内民主主義の主張の実現をはっきりと見ることができる。事実、これ以後の『布爾塞維克』の読者投稿欄や「中国土地問題と土地革命」という論争用の欄には、いくつかの論文を見ることができ<sup>②</sup>る。

また、八七会議以降には、党中央から排除されたかつての指導者たちの見解が公表されたことも注目し値する。その一例が陳独秀の党中央批判の党内誌掲載である。彼が武装暴動による政權奪取を「幻想」と批判した（十一月二日付）書簡、広州蜂起のソヴェトのスローガンに反対した（二月一三日付）書簡も、党中央の反論とともに、『中央政治通訊』（もと『中央通訊』一四期から改名）に掲載されている。<sup>③</sup>

さらに、二八年五月には、彭述之の『中国革命の根本問題』が再刊され、ついで瞿秋白の『中国革命における争論問題』も再刊された。すでに述べたように瞿秋白の著書（一九二七年四月）は彭述之に激しい攻撃を加えたものであり、彭の著書は瞿の批判のあとで書かれている（二七年五月）。<sup>④</sup> 当時党の指導部にあった瞿秋白の著書はともかく、彼の論敵に位置し、

しかも党中央委員を解任されたばかりの彭述之のものまで出されていることは、まもなく開催されることになっていた六全大会に向けて、広範な議論が求められていたこと、この時期にあっても彭述之が党内理論家として認められていたことを示しているよう。彭述之の著作の序文で、中共中央党報委員会は、彭述之にあらためて意見を公表することを要請しているのである。<sup>107</sup>

また、八七会議以前の政治局メンバーで唯一除名された譚平山は、党中央に書簡を送り（二八年二月一日付）、中国の現状はロシア革命でいえば一九〇五〜一七年四月以前の段階にあるのに、共産党の政策はロシア革命で一七年四月以降のものだ、と批判した。これに対して、共産党はこの書簡を二八年六月の機関誌『布爾塞維克』の投稿欄に掲載し、反論の文章を付した。共産党中央は、同年三月の時点で編集部に書簡を送付しているから、この公表も元々は、六全大会（同年六月）に向けた理論討議をめざしたものであったことが理解される。なお、譚平山を「先生」づけて呼ぶ反論の文章は、除名者にたいするものとは思えないほど丁寧な論調であり、除名者の党批判がこうしたかたちで党機関誌に掲載されたのは、他に例を見ることはできない。<sup>108</sup>

もちろんすべての党内討議が、ソヴィエト政権樹立をめざす武装暴動の試みがつぎつぎに失敗していく中で、混乱なく実行されたわけではないし、党内民主主義についての党中央の政策自体が充分なものであったわけではない。二七年一月、いわゆる「間断なき革命」論を提起し、ソヴィエトの革命と武装暴動路線を確認した中共中央臨時政治局拡大会議は、党の民主集中制の確立、党組織の民主主義化を主張しながら、こうした原則からは逸脱する「政治規律決議」を採択した。すなわち、南昌蜂起後の反党行動を理由に譚平山を除名、同じく南昌蜂起の際の命令違反をもって張国燾を臨時政治局候補委員・中央執行委員から解任するなどの処分をおこなったのである。<sup>109</sup>ほんらい二七年規約案によれば、党員の除名は、所属する支部大会や省委員会の決定によることになっており、また中央執行委員の解任は選出母体である全国大会によってのみ可能なはずである。にもかかわらずこれらの除名・解任がおこなわれているのは、一九二一年に「非常措置」とし

てロシア共産党が導入した中央委員会の「処分権」の採用と考えられる。<sup>⑮</sup>それは後に党内民主主義が後退していく中で、破壊的な影響をもたらすことになる。

また地方組織でも党内民主主義の実行に混乱が見られる。強行のすえ散々な失敗に終わった二七年一月の武漢暴動のうち、一二月、党中央は、敗北の原因は指導部の日和見主義によるものだとする共産主義青年団湖北省委の報告をうけ、兩湖巡視員（もと長江局書記）羅亦農および党省委常務委員会の職権を停止、中央湖北特別委員会を派遣して、湖北省委擴大會議を開催させた。<sup>⑯</sup>羅亦農の出席を許さなかったそれは、いわば下部黨員による旧指導部糾弾の場となった。擴大會議（二月一四日）は激論をへて羅亦農や省委書記陳喬年らの誤りを「日和見主義」と規定、彼ら旧指導部を排除した新指導部を選出した。しかも省レベルの會議でありながら、羅亦農と陳喬年を中央委員から解任することまで決議されかけたのである（これは反対派の指摘により中央への解任要求決議に改められた）。<sup>⑰</sup>ただし、この決議をうけて二月二四日に開かれた中央政治局會議は、羅亦農、陳喬年らの誤りは日和見主義ではない、とする決定を行なって中央委員解任要求は却下している。また、党中央は翌年一月、省委擴大會議の責任者であった特別委員会のメンバーのうち二人を湖北から転出させる処分をした。<sup>⑱</sup>

二七年二月一日から二三日にかけて、わずか三日間のソヴェト政權に終わった広州蜂起の評価をめぐっては、翌年一月、広東省委員会と中央政治局の間で論争がおこった。広東省委が蜂起の失敗の原因と指導機関の誤りに重点をおいて総括、責任者の処罰をおこなったのにたいし、党中央政治局はむしろ蜂起の政治的歴史的意義を強調する決議を採択したからである。<sup>⑲</sup>広東省委の態度はかなり強硬であり、中央の決議の事実誤認を列挙し、自らの決議にもとづいて中央が訂正決議を出し、それを党内誌『中央政治通訊』に掲載することを要求した。これにたいし、中央も二度にわたり書簡をおくって反論し、最終的には、中央の決議への服従と省委決議案の下部討議の停止を要求、なお反対意見がある場合は二月の省委擴大會議で述べるよう通告した。<sup>⑳</sup>この論争は、中央から派遣された書記代理鄧中夏のもとで開かれた広東省委擴大

会議が、中央の決議の精神にもとづいて以後の宣伝活動をおこなうことを受け入れたこと、中央が自らの蜂起評価を堅持しながら、一部広東省委の見解を取入れ、また事実誤認についても訂正した補充決議を出したことで決着をみた。<sup>②</sup>

こうした蜂起失敗の総括をめぐる党内論争の事例からは、のちに批判されることになる八七会議後の「懲罰主義」のうち、少なくともその一部は、地方組織にあって地方党指導部にたいする下部からの批判・不満が党内民主主義の枠をはみ出して噴出したときに出現したものであったことを見て取れよう。ただし、こうした地方における論争も主要な決議、通告、書簡などが『中央政治通訊』に掲載されており、論争における意思決定プロセスの公開性は保持されていた。

さらに、こうした蜂起の度重なる失敗を背景に、二八年六月、モスクワで開催された中共六大会は、瞿秋白の指導の総括をめぐる激しい論戦がたたかわされた。すでに同年二月、コミンテルンは、瞿秋白指導下の中央指導部がとっていた革命論——「間断なき革命」論を批判し、中国共産党もこれを受け入れていた。しかし、大会で政治報告をおこなった瞿秋白は抵抗を試みる。「間断なき革命」論を擁護しないまでも、それと表裏一体の関係にあった「革命高潮」論を堅持、一省もしくは数省の政権奪取を主張したのである。<sup>③</sup>これに鋭い批判をあげたのが蔡和森であった。蔡和森は、革命の高潮を主張する瞿秋白の論拠を一つひとつ反駁し、それが存在しないことを指摘した。<sup>④</sup>この論争の結果大会は、中国革命の現段階はブルジョア民主主義革命であり、「間断なき革命」論は誤りである、革命の高潮はすぎさり、現在革命の高潮と労働革命発展の不均衡は在存しない、とする決議を採択したのであった。<sup>⑤</sup>

とすれば、この六大会においても、それまで二〇年代をつうじた中国共産党の意思決定の通例、すなわち大会における論争、それによる路線転換をみることができるといえる。二七年後半以降のこの時期、党の内外に開かれた論争がおこなわれたこと、党の下部組織から大会にいたるまで（時に問題をはらみながらも）が論争を通しての政策決定の場となったこと、中央と地方の間の論争も必ずしも後者の前者にたいする服従だけに終わらなかつたこと、を見てとることができる。「懲罰主義」や「命令主義」をもって非難されてきた瞿秋白の時代は、同時に党内民主主義がもっとも可能性をもった時期でもあ

ったのである。

だが、こうした時期は長続きしなかった。

- ① 『中共中央文件選集』三 一四二～一五五頁。すでに五全大会は、黨員数の激増などを根拠に旧規約の改訂・補充を決議しており(同前書 八八頁)、この決議にもとづいた規約修正案と考えられる。
- ② 中共中央党史資料徵集委員會他編『八七會議』(中共党史資料出版社 一九八六年一〇月)三四～三五頁。
- ③ 「共產國際代表羅明納茲(ロミナーゼ)的報告」(『八七會議』五五頁)。
- ④ 『八七會議』三六頁。
- ⑤ 『八七會議』四六頁。
- ⑥ 「中央通告第一号」(『八七會議』一一九頁)。
- ⑦ 「中央通告第四号」(『八七會議』一三九頁)。
- ⑧ 志益「關於土地問題黨綱的討論」(『布爾塞維克』一四期 一九二八年一月一六日)、星月「說了立夫同志的土地問題黨綱草案以後」(同一 五、一八、一九期 一月三〇日、二月二〇日、二七日)。
- ⑨ 「陳独秀來信」(『中央復陳独秀函』(『中共中央文件選集』三五〇～五七頁))、「独秀來信(三)」(『中央黨委致廣東仲甫的信』(『中共中央党史資料徵集委員會他編』『廣州起義』中央党史資料出版社 一九八八年五月 一三八～四一頁))。
- ⑩ 中共中央書記處編『六大以前——黨的歷史材料』(人民出版社 一九八〇年九月) 七五七～八〇五頁。
- ⑪ 中国人民大学檔案系中國政治制度史研究室編『中國共產黨機關發展史參考資料』第一輯(中国人民大学 一九八三年一〇月) 三一九頁。解任は政治局の決議による(理由不詳)。政治局は、八七會議の結果、中央委員会の全職権を行使することになっていたにせよ、中央委員の選出母体である全国大会の決定によらない解任がおこなわれている。この意味については後述。
- ⑫ 日本國際問題研究所中國部會編『中國共產黨史資料集』三(勁草書房 一九七一年一月) 一八〇頁。
- ⑬ 譚平山・記者「中國共產黨的政策是『超時代』的嗎?」(『布爾塞維克』二期 一九二八年六月三〇日)。譚平山への反論を書いた「記者」は、譚の書簡は三月に党中央から編集部に送られていたが、雜誌の停刊のため掲載が遅延した、としている。
- ⑭ 「最近組織問題的重要任務議決案」(『中共中央文件選集』三四七～七四頁)。
- ⑮ 『中共中央文件選集』三 四八二～四八四頁。
- ⑯ この処分権は、除名まで含み、また中央委員までも対象としていた。レーニン本人がその不当性を認めながら、非常事態を理由として党大会に認めさせたこの措置は、当初秘密決議であったが、のちスターリンが二四年に公表、三四年には黨規約に明記される(藤井前掲『民主集中制と党内民主主義』一六七～六九頁)。したがって、決議の提案者であるコミンテルン代表ロミナーゼがこれを援用した可能性は高い。
- ⑰ 「團湖北省委劉昌群・韓光漢給團中央・党中央的報告」、「中共湖北省委轉發中央通知的緊急通知」(中央檔案館・湖北省檔案館編『湖北革命歷史文件彙集』甲四 一九八五年一〇月 一～一八頁)。
- ⑱ 「中共湖北省委擴大會議記錄」(『湖北革命歷史文件彙集』甲四 一四～六三頁)。

①⑨ 周永祥『瞿秋白年譜新編』（学林出版社 一九九二年八月）二四二

頁、趙朴「五次大会到六次大会一年中党的組織狀況（二）」（『党史研究』一九八六年六期）、中共湖北省委組織部等編『中國共產黨湖北省組織史資料』（湖北人民出版社 一九九一年六月）五九一～六〇頁。

②⑩ 中共広東省委「關於広州暴動問題決議案」（中共中央党史資料徵集委員會等編『広州起義』 中共党史資料出版社 一九八八年五月 二四七～五三頁）、『広州暴動之意義与教訓』（『中共中央文件選集』四一～四四頁）。

⑪⑫ 中共広東省委「對於中央政治局會議通過之『広州暴動之意義与教訓』的決議案的決議」（『広州起義』二九五～九八頁）、同前書一五～一六

頁。

⑬⑭ 「中共広東省委常委擴大會議記錄」（『広州起義』三〇二～二七頁）、「中央通告第三十五号——『広州暴動之意義与教訓』決議案的補充」（『中共中央文件選集』四 一二三～一二頁）。

⑮⑯ 瞿秋白『中國革命与共產黨』（莫斯科ワ 一九二八年）。

⑰⑱ 「在党的第六次代表大会上討論政治報告時的發言」（蔡和森の十二篇文章） 人民出版社 一九八〇年三月 一二八～四四頁）。

⑲⑳ 「政治議決案」（『中共中央文件選集』四 二九八、三〇七、三〇九～一〇頁）。

### 三 党内民主主義の変容——一九二八～三〇年

一九二八年六月、中共六次大会は「政治議決」を採択、その第一四項「党内工作問題」は、「党内民主主義」を以下のように論じた。<sup>①</sup>

（㉑）眞の民主集中制を實行する。非合法の条件のもとでできうるかぎり党内の民主主義を保証する。主要な問題を集団的に討論し集団的に決定する。同時に極端な民主主義の傾向に反対する。なぜならそれは党の規律を破壊することになり、それによって無責任な態度が増大し、党の指導部にたいする忠誠心（信仰）を損なうことになるからである。

（㉒）党内のすべての紛糾、地方主義、セクト主義の傾向を一掃する……。

ここで党内民主主義が、「極端な民主化」にたいする反対をとめないながら主張されていることが注目される。ここでいう「極端な民主化」とは、武漢暴動総括の際に見られたような地方における下部の指導部にたいする攻撃、あるいは順直省委における組織分裂にまでいたったような混乱を指しているであろう。すでに瞿秋白の指導下においてもこの問題は上級機関への不当な糾弾、党員大衆による決定の全面化、党員相互の個人攻撃、党内権力の争奪、として論じられていた

が、それは六全大会において「極端な民主化」の名のもとに集約され、以後の党中央をして「極端な民主化の是正」を「党内民主主義の確立」より優先して論じさせるのである。<sup>④</sup>

さらに六全大会は、もう一つの面で民主主義から集権制に傾斜する。それを示すのがこの大会が採択した新規約、「中国共産党党章」<sup>④</sup>である。この新規約は、コミンテルン作成の「共産主義インタナショナル諸支部の模範規約」（一九二五年三月）<sup>⑤</sup>をほとんど全面的に引き写したものであり、たとえば「模範規約」の「非合法の条件のもとでは、上級の党機関が下級党機関を任命すること、また上級機関の承認を条件として自主的に補充をおこなうことが許される」との第七条は、そのまま中国党の新規約第八条となった。さらに、党員の除名規定には「模範規約」にない条文が盛り込まれた。すなわち新規約は、「模範規約」のいう「党員の除名の問題は、その所属する党組織（細胞）の党員総会から上級の党指導部に提案される」という規定に、次のような条文をつけ加えた。——「党の各級委員会は、党員に反党行為があったとき、その党籍を直接剝奪する権利をもつ」。前年の臨時政治局拡大会議が確定した党中央の処分権に加えて、各レベルの党機関の自己補充権、下級機関にたいする任命権、そして除名権がここに確立された。

かくして八七会議以来の党内民主主義は、まず制度の上から「民主化」の規則、「集権」の強化という逆のヴェクトルをもつ力をうけることになった。そしてこれとほぼ時を同じくして、論争のあり方も変化をはじめた。二八年一月の富農問題論争と、二九年八月の中東鉄道論争の結末は、中国共産党における党内民主主義の行方を暗示するものであった。

前者の富農問題については、前年以來の論争状態のすえ、六全大会が一応の結論をだしていた。——「富農がすでに反動勢力となっている地方では、反富農の闘争は反軍閥・反地主豪紳の闘争と同時に進められねばならない。……富農が革命と反革命の間を動揺する時期にあって、貧農・雇農の闘争を妨害しない場合は、党は故意に富農にたいする闘争を強めて、彼らをたちまち反革命の側に移らせ、革命の積極的な敵となる結果を招いてはならない」<sup>⑥</sup>。この大会後、蔡和森は論文「中国革命の性質及びその前途」を一月の『布爾塞維克』に発表、富農の反革命の可能性を指摘しつつ、富農は民主

主義革命の段階では多少とも闘争に参加するか中立を守るが、革命が社会主義革命へと転化するとき、帝国主義・地主・ブルジョアジーによる革命破壊の手先となる、と言及した<sup>⑦</sup>。しかし、これでは現段階での富農の可能性を否定していると言ったためであろう、彼は論文のその部分を訂正する文章を翌一二月の『布爾塞維克』に掲載した。すなわち、「農民全体に有利な民主主義革命の段階では、富農は多少とも闘争に参加し、あるいは中立を守るが、反田租反高利貸闘争がその（富農の）利益と衝突するとき、富農は反革命化する可能性がある」と。ところが、蔡和森の訂正文が掲載された『布爾塞維克』の同じ号に、李立三は「中国革命における農民問題」を発表、蔡和森の論文を「理論的にも事実のうえでも大きな誤り」を犯していると批判した<sup>⑧</sup>。しかもその批判のほとんどは、蔡和森が自ら誤りを認めたこと、つまり訂正文掲載によって無用となった議論だった。

蔡和森の訂正を無視した、いいがかりに等しいこうした批判は、しかし当時の党内権力の動向を考察すれば理解できる。すなわち、ちょうどこの時期、蔡和森は順直省委の「極端な民主化」による組織混乱の責任を負わされて政治局常務委員、中央宣伝部長を解任される（二月二〇日<sup>⑨</sup>）。彼の代わりに政治局候補委員から一足飛びに常務委員に昇格、中央宣伝部長となったのが李立三であった。したがって、李立三論文の公表はこの蔡和森解任に追い打ちをかけるものであり、論争の内実は、二八年六月の六全大会以後、ポスト瞿秋白を争う立場にあった蔡和森を、李立三が追い落とし、指導部の実権を握った党内闘争の一環だったと考えられる。そしてここで前述した党中央の自己補充権が機能したのである。

また一九二九年七月、中東鉄道の管理権をめぐる国民党側とソ連との紛争事件がおこると、陳独秀は党中央に合計三通の書簡を送った。そしてこのうち、党の「ソ連を擁護せよ」というスローガンを批判した第一書簡は、党中央の反論とともに機関紙『紅旗』八月七日に掲載される。党中央の反論は、陳独秀に見解の撤回を要望するとともに、「中央は、いっかんして同志が政治、党にたいする意見をおおやけに発表することを希望している。……中央はポリシエヴィキの熱誠を以てあなたが今後だされる重要問題への意見を受けとめる準備がある」と結んでいた<sup>⑩</sup>。公開論争は保障されるかに見えた。

しかし、その三日後、『紅旗』は陳独秀の見解を「きわめて重大な日和見主義」の誤りときめつける李立三の論文を掲載、非難の論調を強める。<sup>⑭</sup>さらにこの間に送付された陳独秀の第二書簡は、中国革命の性質について論じ、中国の支配勢力はブルジョアジーだとし、封建勢力の存在を主張する中央を批判するものであったが、これはついに『紅旗』に掲載されなかった。一〇月になってようやく党中央が第二書簡を『中国革命と日和見主義』と題するパンフレットに収録したとき、その公表は、かつて瞿秋白の党中央が譚平山の書簡を党機関誌に掲載し、彭述之の著作を出版したときのような理論討議を目的とするものではなかった。それは非難と弾劾のためだった。<sup>⑮</sup>翌一月、陳独秀と彼に同調した彭述之らは党籍を剝奪され、彼らはトロツキズム運動へとすすむことになる。

この陳独秀の除名を結果した論争が、党の政策や革命戦略をめぐって党機関誌(紙)上で戦わされた(すなわち党員大衆に開かれた論争の最後のものだった。この論争の過程で、李立三が主導権を握る党中央は、党内のトロツキスト反対派にたいする闘争と日和見主義(陳独秀)にたいするそれとを結びつけることを全党に命令する「中央通告」を発し、またいかなる分派活動にたいしても「制裁」を加えることを宣言した。<sup>⑯</sup>ついで一〇月、党中央は「党内の日和見主義とトロツキー主義反対派に反対することについての決議」を採択、反対派が要求する公開討論、見解の党機関誌(紙)への掲載を拒否し、「大会決議に違反する観点は、絶対に党内での自由な討論を許されない」としたが、それは実際には公開論争そのものの死刑宣告に等しかった。<sup>⑰</sup>

さらに、一九三〇年に六月に開始されたいわゆる李立三コース、つまり紅軍の軍事行動と都市労働者の蜂起・ゼネストを組み合わせた主要都市奪取戦略の時期以後、会議における論争まで自由なものでなくなり、党内の反対意見にたいする抑圧がすんだ。このとき党内で公然と李立三らを批判したのが、もと江蘇省委常務委員で、江蘇省委の改組をめぐって党中央と対立、降格処分を受けていた何孟雄(江蘇省委候補委員・上海中区委書記)だった。彼は、上海の党組織会議(八月二〇日)で、党中央の「革命の高潮」の過大評価を批判し、紅軍の長沙占領には前途がない、政治的ゼネストは現状では不

可能だ、と主張した。だが彼が次の会議（九月一日）で「李立三路線」糾弾まですんだとき、その発言は禁じられ、李立三によって「解党派のスバイ」だと決めつけられた。まもなく彼はその職務から解任され、党機関紙『紅旗日報』は彼に「右翼日和見主義」のレッテルを貼って非難キャンペーンを展開した。<sup>⑭</sup>この事態は、李立三路線を收拾すべく三〇年九月に開かれた六期三中全会においても変わらなかつた。三中全会は、左右の偏向に反対する党内闘争、いわゆる「二つの戦線での闘争」を強調したが、主要な危険は「右翼日和見主義」であるとしたのである。<sup>⑮</sup>

しかも、この三中全会は、二つの点で党の意思決定に変化をもたらす。第一に、党の意思統一の手段として「自己批判」が強調されたことである。<sup>⑯</sup>それは、当時の政治局が李立三の都市奪取戦略の誤りを認めたことに見られる、党の活動上における誤りを党員や党組織が自ら認めることにとどまらなかつた。三中全会の「同志に告げる書」が、何孟雄を支持する江蘇省委の一部の、「組織的には中央に服従するが、政治の見解の上ではなお自分の意見を保留する」という態度を非難しているように、この時点から「自己批判」とは、党中央と一致しない自己の見解の放棄、を意味するようになるのである。少数意見の保留の権利と行動の一致というレーニンの「民主主義的中央集権制」の原則の一つは、スターリン主義の立場にたつ党中央によって忘れ去られた。また第二に、三中全会における党の路線変更や指導者交替は、会議における自由な討議によって決定されたものではなかつたことである。コミンテルンの指令は、あらかじめ方針を決定づけており、会議が開催されたときには、もう勝負が決していた。機関誌（紙）など党員大衆に開かれた場から姿を消した論争は、ここにほんらい党の最高意思決定機関である中央委員会総会や全国大会からも姿を消す。これ以後、党の重要な意思決定は、ひと握りの党中央政治局において決着をみることになる。

さらに、コミンテルン代表ミフの強権的な指導下に開催された三一年一月の四中全会は、王明らいわゆるモスクワ留学派を党指導部の位置まで引き上げるとともに、コミンテルンの指示にもとづき、党内批判のレベルを「路線問題」にまで高め、李立三や三中全会选择の指導部（墨秋白ら）を、コミンテルンの路線に反対する「立三路線」「調和路線」だと規

定した<sup>②</sup>。これ以後、党内の反対意見を「路線の誤り」として、厳しい糾弾をあげることが党内の闘争のいわば慣例となる。

すなわち、二〇年代末から三〇年代初めの時期に、中国共産党内の論争のあり方は、①論争が理論的な説得をめざすものから政治的な打撃の手段となり、②機関誌(紙)などで党員大衆に開かれた論争がおこなわれなくなり、③しかも会議における討議の自由すら失われ、意思決定の場が狭められていく、という大きな変質が生じる。そして、この論争の変質は、党内の反対意見の抑圧、「自己批判」による意思統一、さらに路線闘争の強調に見られる、党内民主主義の喪失と歩みをもにすものだった。

もちろん一方では、こうした事態に抵抗し、党内民主主義を機能させようとした党員たちがいなかったわけではない。陳独秀は自らの見解の公開討議を要求したし、また彼らの「われわれの政治意見書」は、レーニンを引用しながら、討議と批判の自由を主張している。江蘇省委や全国ソヴェト中央準備委員会などのメンバーからなる反対派のリーダーとなっていた何孟雄は、「私の政治的意見を公然と提起することはポリシエヴィキ党员のあるべき態度だ」とし、党中央のもとする「自己批判」を拒み、党中央の見解に補充意見だけを認め、原則問題の討議を認めないやり方の一掃を主張した<sup>②</sup>。また四中全会で指導権を握った王明らを「李立三派・投降分子」と指弾し、緊急会議の開催と臨時中央の組織を主張した羅章龍や王克全ら全国总工会・上海工連党フラクツィオングループも、四中全会の出席者が中央政治局によって勝手に指定されたこと、会議のあり方が「民主化されていない、請負方式」のもだったことを批判した。最終的には「第一中央」「第二江蘇省委」の組織という分裂行動に走ったとされる彼らですら、「当面の急務は党内民主主義の回復」だと主張していた<sup>③</sup>。この点でポリシエヴィキの伝統を保持していたのは「ポリシエヴィキの原則」をふりかざす党中央ではなく、むしろ彼らが糾弾してやまない「左右」の反対派だったのである。

だが、こうした意思決定における民主主義をもとめた党内反対派の抵抗はいわば各個撃破されていった。前述のように

陳独秀らのトロツキスト反対派は、二九年一月に除名された。四中全会後もなく、三一年一月一七日から一八日にかけて、何孟雄や林育南らの反対派活動家たちが、密告によって国民党当局に逮捕され、二月七日に処刑される<sup>24</sup>。また何孟雄らの逮捕の一〇日後、今度は羅章龍が中央委員解任と同時に除名され、王克全も中央委員・政治局候補委員を解任のうえ、除名された<sup>25</sup>。立場は異なるものの、党内民主主義を主張した三つの反対派——陳独秀らのトロツキスト、何孟雄・林育南らの反対派、羅章龍・王克全らの「右派」——は、ここに党内勢力としては壊滅した。

これ以後、党内権力を掌握した王明らモスクワ留学派の支配下において、党中央に反対する者、異なる見解を持つものは、「立三路線」や「富農路線」、「羅明路線」などの名のもとにいわゆる「残酷な闘争」「容赦のない打撃」の対象となった。しかもこの前年から始まっていたソヴェト区における肅清運動は、党中央が三一年二月、ソヴェト区に改組派、A B 団、解党派、第三党などの反革命組織が活動しているとして「残酷な闘争」を呼びかけた結果、いっそう大規模なものとなった。A B 団などの組織は実際には存在しなかったにもかかわらず、レッテル貼りの横行によって肅清（処刑）された人々の多くは、地方組織で活動してきた土着の党員たちだった。彼らは中央に忠誠を誓わない、あるいはそう疑われたことで肅清されていた<sup>26</sup>。

そして、党内民主主義の喪失は、ソ連党において現出したような党の「一枚岩」化に帰結することになった。その過程は一九四〇年代にいたって毛沢東の最高指導権掌握としてサイクルをとじる。さらに四二年にはじまる整風運動は、思想の統一、つまりは反対意見の一掃をめざしたものであった。肅清運動の「無慈悲な闘争」や「容赦のない打撃」に反対して毛沢東が主張した「自己批判」も、少数意見の留保を許さないものであることには変わりなかった<sup>27</sup>。文芸部門においてすら党の方針に異をとねえることは許されず、知識人たちが激しい非難キャンペーンにさらされ、毛沢東の『文芸講話』の徹底がはかられた。一九四五年の七全大会が採択した新規約「中国共産党党章」は、これまでになく詳しい党員の権利条項を導入し、党員が「党の会議や党の刊行物で、党の政策の実施問題についての自由で切実な討論に参加すること」や「中

中央にいたるまでの如何なる党の機関にたいしても意見や声明を提起すること」を認めたと、それはあくまで毛沢東による思想の統一、最高指導権の掌握を前提にしていたことであつた。毛沢東時代にあつても、党の機関誌(紙)において一方的な打撃ではない公開論争は行われていないし、党の意思決定の場は毛を中心とするきわめて狭いものでしかなかった。

- ① 『中共中央文件選集』四 三三〇頁。  
 ② 「中央通告第三十二号——關於組織工作」(一九二八年一月三〇日)、『中共中央文件選集』四 八二頁。  
 ③ 中国共産党中央委員会「告全体同志書」(一九二八年二月一日)、『中共中央文件選集』四 七〇四、七〇八頁、六期二中全会「組織問題決議案」(一九二九年六月)、『中共中央文件選集』五 二二六、二二七頁。  
 ④ 『中共中央文件選集』四 四六八〜八二頁。  
 ⑤ 村田陽一編訳『コミンテルン資料集』三(大月書店 一九八〇年一月)二四二〜四八頁。  
 ⑥ 「農民運動決議案」、『中共中央文件選集』四 三五六頁。  
 ⑦ 和森「中国革命の性質及其前途」、『布爾塞維克』二卷一期 一九二八年一月一日。  
 ⑧ 和森「和森正誤」、立三「中国革命中の農民問題」、『布爾塞維克』二卷二期 一月二日。  
 ⑨ 『中国共産党機関発展史参考資料』三三三頁、「中共中央政治局向國際的報告」、『中共中央文件選集』四 七二〇頁。  
 ⑩ 「撤翁(陳独秀)同志對中東路問題の意見」(七月二八日付)、「中央答覆撤翁同志の信」、『紅旗』一九二九年八月七日。  
 ⑪ 立三「誤國政策与擁護蘇聯」、『紅旗』一九二八年八月一〇日。  
 ⑫ 陳独秀「關於中国革命問題致中共中央信」(八月五日付)、『中共中央文件選集』五 七二四〜四三頁。  
 ⑬ なお、第三書簡(八月一日付)は『紅旗』八月二〇日に掲載された(撤翁同志置中央の信)が、これは「批評撤翁同志對中東路問題意見的機會主義的錯誤」と題する激しい批判論文の付録として掲載され、『布爾塞維克』も指弾の論陣をはった(留玉(王明)「論撤翁同志對中東路問題の意見」、『布爾塞維克』二卷一〇期 一九二九年九月一日)。  
 ⑭ 「中央通告第四十四号——關於中国党内反對派問題」(一九二九年八月一三日)、「中央政治局給中共駐共産國際代表團諸同志の信——關於群眾運動和党内概況」(八月二日)、『中共中央文件選集』五 四一〇〜一、四一九頁。  
 ⑮ 「中央關於反對党内機會主義与托洛斯基主義反對派的決議」(一〇月五日)、『中共中央文件選集』五 五〇三〜〇五頁。  
 ⑯ 「右傾機會主義對於正確路線的進攻」、『紅旗日報』一九三〇年九月二三日、「兩條戰綫的鬭争」(同九月二四日)、「羅邁(李維漢)「反對何孟雄代表的機會主義路線与其取消派的暗探作用」(同九月二四、二五日)、「党内鬭争与自我批評」(同九月二五日)、何孟雄「給中央政治局的信」、『何孟雄文集』 人民出版社 一九八六年二月 一九三頁、曹仲彬「何孟雄」、『中共党史人物伝』四九卷 陝西人民出版社 一九九一年五月 二二一〜二三頁。  
 ⑰ 以下、三中全会および後出の四中全会については、とくに典拠を示さないかぎり、金冲及主編・徐潤直樹監訳「周恩來伝」(阿咩社 一九九二年七月)第一章「三中全会と四中全会」による(二八九〜三三三頁)。

- ⑮ 「關於政治狀況和党的總任務議決案」「組織問題議決案」《中共中央文件選集》六 二九七、三二八頁。
- ⑯ 『中共中央文件選集』六 四一—頁。なお、「自己批判」という言葉そのものは、たとえば、六期二中全会の「組織問題議決案」が、「党内のブチブル的な感情的な争いについても、党は党の正しい路線に立って政治面や活動面での自己批判から始める」《中共中央文件選集》五 二二九頁）と述べているように、あるいは陳独秀の「告全党同志書」（一九二九年二月一〇日）が、党中央を批判するさい「公然たる自己批判」をもとめた（中国人民解放軍政治学院党史教研室編『中共党史參考資料』第五冊 四〇〇頁）ように、三中全会以前にも用いられているが、これらの用例においては、少数派に自己の見解を放棄させる、という意味には使われていない。
- ⑰ 「四中全会決議案」《中共中央文件選集》七 一七〇—二七頁。
- ⑱ 陳独秀等「我們的政治意見書」（一九二九年二月一五日）《中共党史參考資料》第五冊 四〇三頁。
- ⑲ 何孟雄「政治意見書」（一九三〇年九月八日）、「政治意見書」（一九三〇年五月五日）、「給中央政治局的信」（一九三〇年二月一五日）《何孟雄文集》一八六、一九〇、二一〇頁。
- ⑳ 「羅章龍」「力爭緊急會議反對四中全会報告大綱」《中共中央文件選集》七 六九〇—七九頁。
- ㉑ 『中共黨史人物傳』四九卷 二二七—三二頁。
- ㉒ 「關於開除羅章龍中央委員及黨籍的決議案」（一九三二年一月二七日）《中共中央文件選集》七 六四〇—六八頁）、「永遠開除文虎」（二〇〇〇年二月二日、二月三日）。
- ㉓ 『中央給第一方面軍總前委、江西省委、各特委、各地方黨部的信』《中共中央文件選集》七 一四〇—四一頁、陳崇華・何友良「中央蘇區史略」（上海社会科学出版社 一九九二年五月）、福本勝清「中國革命の挽歌」（重訂書房 一九九二年一月）六七—一〇八頁。
- ㉔ 毛沢東「党内に反対しよう」《毛沢東選集》第三卷 外文出版社 一九六八年 七二—七三頁。ここで毛沢東はスターリンのもとで編纂された『ソ連共産党（ポリシエヴィキ）歴史小教程』にもとづいた発言をしている。
- ㉕ 『中共中央文件選集』一五 一一九頁。
- ㉖ 「中国共産党党章」は前文で「マルクス・レーニン主義の理論と中國革命の實踐の統一的な思想——毛沢東思想を自己のすべての活動の指針とする」と規定し、また黨員の義務の一つに、「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想の基礎をよく理解すること」をあげている（同前書 一一五、一一九頁。なお、この新規約の黨員の権利と義務、「民主的集中制」（指導機關の選挙制、指導機關の定期報告制、少数の多数への服従、下級の上級への服従等）の規定などは、スターリン時代のソ連共産党一九三九年規約をほぼ引き写したものである（ソ連共産党の規約については、前掲藤井『民主集中制と党内民主主義』二七四—八八頁）。
- ㉗ 前掲竹内実編『中国近現代論争年表』参照。

## おわりに

行論を要約すれば、次のようになろう。一九二〇年代、とくに二七年まで中国共産党は党内民主主義の組織原理を自らものとして認識しておらず、党中央の指導には陳独秀に代表されるように、明らかに権威主義的な部分があった。しかしそれでも、党の意思決定にさいし、共産党員は繰り返し論争をなした。そして二七年後半から二八年前半までの時期、一開かれた論争」がおこなわれていたという点で、共産党の党内民主主義はもっとも機能していた。二八年後半以降、党中央の政策は集権化に傾斜し、論争には質的な変化——公開性を失い、場を狭め、理論的な討議から政治的な打撃へと——がおこる。そして三〇年代にはいると、共産党は「一枚岩」の党、反対意見の表明を認めない政党と化していく。この過程は四〇年代、毛沢東の一元的な権力掌握によって完成を見る。

二〇年代を通じて党内民主主義の喪失という事態が進行し、三〇年代にこの過程が完結したソ連党にたいし、中国党はほぼ一〇年おくらせて歩みを同じくしたことになる。ただし、ふたつの党の間の違いは時間的なものだけではない。ソ連においての過渡期（二〇年代）は党内の民主主義をもとめる少数派の抵抗の時期としてありえたが、中国の過渡期（三〇年代）においては、すでに少数にしろ党内民主主義をもとめる勢力は存在しなかった。それは「一枚岩」化という点ではヴェクトルを同じくするモスクワ留学派と毛沢東派の党指導権をめぐる闘争の時代であった。

それでは、なぜこうなってしまったのであろうか？ 二〇年代に限界をもちながらも、党内民主主義をもちえた中国共産党が、なぜその後「一枚岩」化してしまったのか、を最後に考えてみたい。

もちろん、三〇年代以降の中国共産党がおかれた過酷な状況がまず指摘されよう。二七年には五万八千を数えた党員は、国共分裂とその後強行された瞿秋白の武装暴動路線のあと約一万余千人にまで激減し、李立三の主要都市奪取戦略もさまざまな失敗に帰していた。都市における活動基盤をほとんど失い、農村のソヴェト区でも国民党軍の度重なる包囲攻撃

にたえねばならなかった共産党にとって、そこで直面しなければならなかった多くの問題、とくに党中央（モスクワ留学派）と毛沢東との間で対立の焦点となった軍事問題を、「開かれた」論争として解決することが困難であったことは容易に想像しうるものである。しかし、ここでソヴィエト・ロシアの事例と比較すれば、トロツキーは次のように証言している。<sup>①</sup>

のちに過去についてつくりあげられた観念とは逆にポリシェヴィズムの思想生活はまさに内戦のもっとも困難な時期に泉のようにわきたっていた。党や、軍をふくめた國家機関のすべての段階であらゆる問題、とりわけ軍事上の問題にかんして広く論議がおこなわれていた。指導部の政策は自由に、しばしば手きびしく批判された。

トロツキーの証言が正しいとすれば、内戦や抗戦という環境は、党内民主主義の喪失を全面的に説明しうるものではないことになる。

次に考えねばならないのは、コミンテルンの強権的な指導、その背後にあったスターリン主義の影響である。すでにのべてきたように、中国共産党に「一枚岩」化をもたらした自己批判の強要や中央委員会などでの意思決定の形式化は、コミンテルンが介入して指導者の交替を命じた三〇年の六期三中全会と三一年の四中全会以後にはじまっている。とくに四中全会で一躍党内権力を握った王明らモスクワ留学派がおこなった路線闘争は、彼らがソ連滞在中に目撃したスターリンの反対派への弾圧を踏襲したものであった。また毛沢東も反対意見の留保を認めなかったし、「毛沢東思想」を党の指導思想と規定した七全大会の「中国共産党党章」も、スターリン主義の立場で党の組織原則を理解していた。それらはともに党内民主主義を破壊するものだった。

そしてこうしたスターリン主義の浸透と並行して、理論家たちが党の中枢から退場していったことも論争の変質、党内民主主義の喪失の要因としてあげることができる。二〇年代にあって、大会などにおける党の路線転換に寄与してきたのは、フランスやソ連から帰国し、当時において豊かなマルクス主義の知識を有した蔡和森、瞿秋白、彭述之ら理論家たちであった。彼らは党内に新たな革命論をもちこみ、そのことによって党中央の理論面での指導者となり、党内論争におい

ては理論的正当性を基準に議論をたたかわせた。二七年四月の瞿秋白の仮借なき党中央批判でさえ、辛亥革命以来の中国社会の階級分析から始めるといった理論闘争の側面をもっていた。そして理論家たちの存在が、その全てではないにしろ、二〇年代の党内民主主義の機能に役割をはたしていたことは否定できない。彼らが陳独秀とともに二〇年代末に革命の敗北や権力闘争の結果、あるいは除名され、あるいはモスクワに事実上放逐されたのち、党の指導者となったのは教条をふりまわす王明でなければ、李立三や毛沢東のような党活動の前線の実務家たちだった。彼らはいずれも論争を理論闘争としてではなく、相手にたいする一方的な打撃、政治闘争として展開していったのだった。

論争の変質と党内民主主義の喪失は、党がおかれた過酷な環境、スターリン主義の浸透、そして理論家たちの退場を背景にしていた。中国共産党は二〇年代の「論争」の党から、三〇年代以降ソ連党と同様に「一枚岩」の党へと変質をとげたのである。

① 藤井一行訳『裏切られた革命』（岩波文庫 一九九二年二月）二六

八頁。

（京都産業大学外国語学部助教授

that production of new style lead-glazed ware and increase in production were linked with these re-arrangements, and that the transplantation was made necessary by the inability of the factory in *Kinai* to meet these new demands.

Internal Party Democracy in the Chinese Communist  
Party: the disputes of the 1920 s

by

EDA Kenji

The 1920 s, the first ten years of the history of the Chinese Communist Party, is a period of repeated and ferocious dispute. The rules of the party tended to be highly centralistic, and Bolshevich "Democratic Centralism" was not introduced as the principle of organisation. However, since the leaders of the CCP, which had begun as an intellectuals' party, pursued theories of revolution and, following much argument, decided on party policy, the national congress and central committee's plenary session functioned as the place where the democratic will was decided. For the few years after 1927, with the Official adoption of "Democratic Centralism" and the opportunity for ordinary party members to participate in debates in party journals, the CCP enjoyed its period of greatest democratic activity. However, in the 1930 s the CCP became much more monolithic: minority groups which opposed the party center were expelled, and party members suspected of holding contrary ideas were subjected to "self-criticism". These changes in the nature of the CCP were achieved as a result of the power gained by Mao Zedong by the 1940 s. Three other factors which contributed to these changes were: (1) the severity of the situation produced by the underground struggle and the war; (2) the permeation of Stalinism; (3) the loss of position within the party of many of the theorists who had formed its early leadership.